

1 地域ごとの規制を確認

広告物を掲出しようとする地点にどんな規制が関係しているか、ウェブサイト「金沢市まちづくり支援情報システム」

システム」(URL <https://www2.wagmap.jp/kanazawa-mss/>) で確認してください。



モバイルでも

① サイト「金沢市まちづくり支援情報システム」で「景観政策関係情報」をクリック



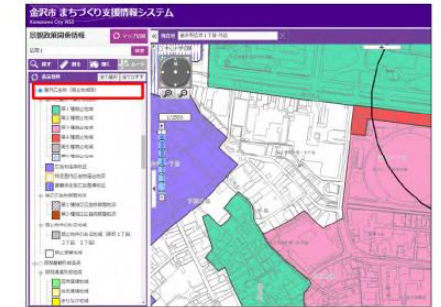
② 利用に関する注意事項を確認し、「同意する」をクリック



③ 計画地を検索(左の「住所・郵便番号から検索」又は、右の地図上の任意の地点をクリック)



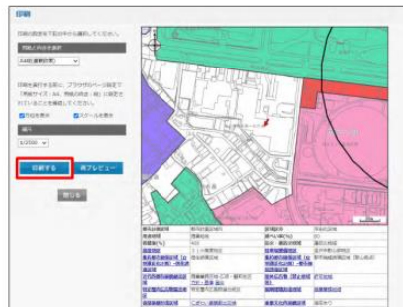
④ 「景観計画区域」が表示されるため、メニューの「屋外広告物(禁止地域等)」を選択して表示切替



⑤ 地図上で任意の点をクリックすると、クリックした地点の規制が確認できます。



⑥ 「印刷する」をクリックすると、周辺地図と規制が一覧表示されます。

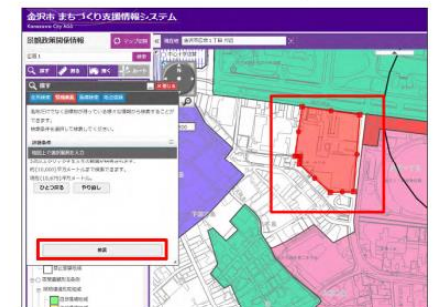
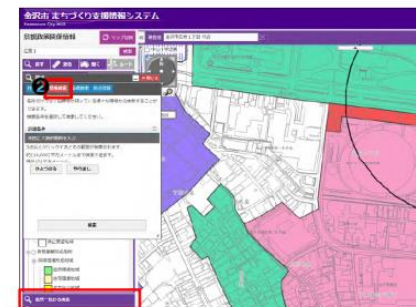


参考 エリア検索を活用してください。

点でなく「エリア検索」で確認することによって、目標の敷地に係る規制をもれなく調べることができます。

① 「住所一覧から検索」をクリック
② 「情報検索」をクリック

③ 地図上を複数回クリックするとエリアが選択されますので、選択後、「検索」をクリック



複数の地域種別に該当する場合は? P27

以下の区域では、別途、屋外広告物に関するルールが定められています。

区域	問い合わせ先	電話番号
景観計画区域、照明環境形成地域、沿道景観形成区域、風致地区、斜面緑地保全区域、川筋景観保全区域、眺望景観形成区域	金沢市景観政策課	076-220-2364
まちづくり(土地利用)協定地区	金沢市都市計画課	076-220-2353
地区計画区域	金沢市住宅政策課 ※瑞樹団地のみ	076-220-2333
伝統的建造物群保存地区	金沢市歴史都市推進課	076-220-2208
街づくり基本協定区域	石川県都市計画課	076-225-1799

上記以外にも、別途、屋外広告物の設置に関するルールが定められています(主なもの)

項目	問い合わせ先	電話番号
高さ4m超の広告塔等を計画する場合	金沢市建築指導課	076-220-2328
道路(予定区域を含む)に広告塔等を設け、占用する場合	国道: 金沢国道維持出張所 県道: 県央土木総合事務所 市道: 金沢市道路管理課	076-238-5071 076-239-3903 076-220-2319
道路に広告塔等を設ける場合	石川県警察本部 交通規制課 規制第三係	076-225-0110 (内線5173)
農地に広告塔等を設ける場合	金沢市農業委員会事務局	076-220-2223